

特定非営利活動法人  
未来医療推進支援ネットワーク

定 款

制定 平成15年12月25日

# 特定非営利活動法人 未来医療推進支援ネットワーク (FMPC)

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人未来医療推進支援ネットワークと称し、英文名では Future Medicine Promoting Consortium (FMPC) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県蒲生郡日野町大字上野田 200-1 日野記念病院内に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、未来医療を開発、推進、研究に関する事業の支援を通して、先進医療の進歩と普及に貢献する研究基盤とその支援体制を拡充し、医学、医療の発展と国民の医療福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①未来医療に係る学術集会、講演会および研究発表会等の開催、紹介、支援
  - ②未来医療に関する調査、研究、提言
  - ③内外の関係団体や企業との連絡、情報整理、提携および調整
  - ④医療機器、新薬、材料開発、申請支援
  - ⑤新しい医学研究手法の開発と支援
  - ⑥その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
  - ①医療専門技術者の教育、育成

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし収益を生じた場合は、同項第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
  - (2) 特別会員 この法人の発展に特別の功労があり、理事会の議決を経て、理事長が推薦した個人
  - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人または団体

#### (入会)

- 第7条 正会員の入会については、本法人の目的を推進する意志を有する者であれば、特に条件を定めない。
- 2 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
  - 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
  - 4 特別会員は、理事会の議決を経て、理事長が推薦し、本人の承認をもって決定するものとする。
  - 5 賛助会員は理事長に申し込み、理事会の議決を経て決定する。
  - 6 会員の住所、氏名、勤務施設またはその他の届出事項に変更があったときは、その旨を直ちに文書をもって理事長に届け出なければならない。

#### (会費)

- 第8条 正会員および賛助会員は、理事会の議決を経て、別に定める入会金および会費を納入しなければならない。
- 2 特別会員は、会費の納入を要しない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき
  - (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 除名されたとき
  - (5) 本会が消滅したとき

#### (退会)

第 10 条 会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て、総会の承認により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第 4 章 役員等

(種別および定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以下とする。

(2) 監事 1 人以上 2 人以下とする。

2 理事のうち、理事長は 1 人、副理事長は 2 人まで置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事は、総会において選任される。

2 理事長は、理事会において互選し、副理事長は理事長が委嘱する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えてふくまれることになってはならない。

4 監事は、総会にて選任される。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、法令、定款および総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること、ならびに理事会に出席して意見を述べること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事

実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長およびその他必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

3 事務所には法第28条に規定される書類の他、次に掲げる書類を備えておかねばならない。

(1) 会員名簿および会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員（社員）をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名の承認
- (4) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (5) 事業報告および収支決算の承認
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
  - (3) 第15条第4項第4号の規定に基づいて、監事が招集するとき

(招集)

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、会議は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および目的を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 会議の運営方法は、この定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 会議における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員

の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 会議の正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号、第51条および第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 会議の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 構成員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

## 第6章 理事会および委員会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金に関する事項
- (7) 事務局の組織および運営
- (8) 委員会に関する事項

(9) 会員の除名

(10) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の過半数の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決等)

第37条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(委員会)

第38条 この法人に理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置および廃止は、理事会の議決による。
- 3 委員会の委員長及び委員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 4 委員会は、理事会が選任した正会員により構成する。
- 5 委員会の権能は理事会の議決による。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、そ



の旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金、賛助金
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に係る資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とその他の事業に係る会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなけ

ればならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の過半数以上が出席し、総会に出席した正会員の過半数の議決を経なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法人に寄付するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	谷	徹
副理事	相馬	俊臣
副理事	真鍋	克次郎
監事	長谷川	佐喜男
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年7月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	(個人)	入会金	10,000 円
		年会費	12,000 円
	賛助会費	年会費	100,000 円
(2) その他			

#### 附則

- 1 この定款はの変更は、総会の決議の日（平成30年9月13日）から施行する。